

被扶養者認定提出書類一覧表

提出書類 公的書類の交付申請は 個人番号(マイナンバー)記載ありを指定		被扶養者異動届	世帯全員分の住民票 (続柄記載必須)	戸籍謄(抄)本 (被保険者との続柄確認)	学生証(写) または在学証明書	※3 或直 3は 前ま は退 雇職 に加 保入 がわ わに 加入 した 証明 した 健康 保険 の資 格喪 失証 明書	別居 送金 近3 金額 を月 証明 する 書類 (手渡 しは 不可)	※1 収入 の証 明	※1【収入の証明は以下のいずれか】 ・現在の勤務先の勤続が1年以上の場合 直近3か月分の給与明細書(写) + 源泉徴収票(写) ・現在の勤務先の勤続が1年未満の場合 直近3か月分の給与明細書(写) + 雇用契約書(写) ・1年以上無収入の場合 非課税証明書 ・年金受給者 最新の年金額改定通知書(写)または年金振込通知書 ・個人事業主・自営業 健保へ直接お問い合わせください
配偶者	無職・無収入	○	○	-	-	○	○	○	・内縁の配偶者の場合、住民票の続柄が「未届けの妻(夫)」であること ・「同居人」の場合は認定不可
	就労中	○	○	-	-	-	○	○	
子	16歳未満	○	○	-	-	-	-	- ※2	※2 ・配偶者が他の健康保険に加入している場合、 配偶者の収入のわかるものを添付してください。
	16歳以上の学生	○	○	-	○	-	-	- ※2	
	16歳以上の学生以外	○	○	-	-	-	○	○ ※2	
父母・祖父母 (直系尊属)	無職・無収入	○	○	-	-	○	○	○	・認定対象者と同居している者全員の収入に関する証明書の提出が必要。 ・認定対象者とその配偶者が別居している場合は、配偶者の収入に関する証明書の提出が必要。 (原則として民法上の優先扶養義務者がいる場合には認定不可としています。)
	就労中	○	○	-	-	-	○	○	
上記以外の 親族	16歳未満	○	○	○	-	-	○	-	・優先扶養義務者の確認のため、認定対象者と同居している者全員の収入に関する証明書の提出が必要。 (原則として民法上の優先扶養義務者がいる場合には認定不可としています。)
	16歳以上の学生	○	○	○	○	-	○	-	
	16歳以上の学生以外	○	○	○	-	-	○	○	

※3 退職をした場合で雇用保険に加入していた方は、上記書類に加えて以下の書類提出も必要です。

	提出書類
(1) 失業給付受給終了	受給終了印のある雇用保険受給資格者証(写)
(2) 失業給付受給中	雇用保険受給資格者証(写)
(3) 失業給付を受給しない、または受給資格がない	雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(写) または 雇用保険被保険者離職票1・2(原本)
(4) 失業給付を受給延長する	雇用保険被保険者離職票1・2(写) + 雇用保険受給延長通知書(写)
(5) 失業給付を受給予定、申請手続き中	雇用保険被保険者離職票1・2(写) または 雇用保険受給資格者証(写)

・住民票など各証明書は、発行日から3か月以内のものを提出してください。

・提出書類だけで生計維持関係の確認等が困難な場合には、追加書類の提出をお願いすることがあります。